

令和4年村上市議会第3回定例会会議録（第1号）

○議事日程 第1号

令和4年9月6日（火曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第 12号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について
報第 13号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について
- 第 5 報第 14号 令和3年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第 6 報第 15号 専決処分の報告について
報第 16号 専決処分の報告について
- 第 7 議第 80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 81号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 82号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 83号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 84号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 85号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議第 87号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議第 88号 専決処分の承認を求めることについて
議第 89号 専決処分の承認を求めることについて
議第 90号 専決処分の承認を求めることについて
議第 91号 専決処分の承認を求めることについて
- 第 9 議第 92号 専決処分の承認を求めることについて
議第 93号 専決処分の承認を求めることについて
議第 94号 専決処分の承認を求めることについて
- 第10 議第 95号 村上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 96号 村上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議第 97号 村上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

- 議第 98号 村上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第 99号 村上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第100号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第101号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第102号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議第103号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更について
- 議第104号 神林いこいの家条例を廃止する条例制定について
- 第12 議第105号 市道路線の認定について
- 議第106号 村上市特定地域等振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第13 議第109号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）
- 第14 議第110号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第111号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）
- 議第112号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第113号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第15 議第114号 令和3年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
- 第16 議第115号 令和3年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第116号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第117号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第118号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第119号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第120号 令和3年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第121号 令和3年度村上市上水道事業会計決算認定について
- 議第122号 令和3年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
- 議第123号 令和3年度村上市下水道事業会計決算認定について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2	会期の決定	
日程第 3	諸般の報告	
日程第 4	報第 12号	公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について
	報第 13号	公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について
日程第 5	報第 14号	令和3年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 6	報第 15号	専決処分の報告について
	報第 16号	専決処分の報告について
日程第 7	議第 80号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第 81号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第 82号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第 83号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第 84号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第 85号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第 86号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
	議第 87号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第 8	議第 88号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 89号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 90号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 91号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 9	議第 92号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 93号	専決処分の承認を求めることについて
	議第 94号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 10	議第 95号	村上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議第 96号	村上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議第 97号	村上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議第 98号	村上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議第 99号	村上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定について
	議第 100号	村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制

定について

議第101号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議第102号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

日程第11 議第103号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更について

議第104号 神林いこいの家条例を廃止する条例制定について

日程第12 議第105号 市道路線の認定について

議第106号 村上市特定地域等振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について

議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について

日程第13 議第109号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

日程第14 議第110号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）

議第111号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）

議第112号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）

議第113号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

日程第15 議第114号 令和3年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議第115号 令和3年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議第116号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第117号 令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について

議第118号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第119号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第120号 令和3年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第121号 令和3年度村上市上水道事業会計決算認定について

議第122号 令和3年度村上市簡易水道事業会計決算認定について

議第123号 令和3年度村上市下水道事業会計決算認定について

○出席議員（19名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君

7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
9番	稲葉久美子君	10番	鈴木一之君
11番	渡辺昌君	12番	尾形修平君
14番	川村敏晴君	16番	川崎健二君
17番	木村貞雄君	18番	長谷川孝君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君
22番	三田敏秋君		

○欠席議員（2名）

13番	鈴木いせ子君	19番	佐藤重陽君
-----	--------	-----	-------

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	東海林豊君
財政課長	長谷部俊一君
企画戦略課長	大滝敏文君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	板垣敏幸君
環境課長	瀬賀賀豪君
保健医療課長	押切和美君
介護高齢課長	大滝きくみ君
福祉課長	木村静子君
こども課長	中村豊昭君
農林水産課長	小川良和君
地域経済振興課長	田中章穂君
観光課長	永田満君
建設課長	須貝民雄君
都市計画課長	大西敏君
上下水道課長	稲垣秀和君
会計管理者	菅原明君

農業委員会 事務局 長	八 藤 後	茂 樹	君
代表監査委員	小 田	健 司	君
監査委員 事務局 次長	太 田	尚 美	君
消 防 長	田 中	一 栄	君
学校教育課長	渡 辺	律 子	君
生涯学習課長	平 山	祐 子	君
荒川支所長	平 田	智 枝 子	君
神林支所長	加 藤	誠 一	君
朝日支所長	岩 沢	深 雪	君
山北支所長	大 滝		君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	内 山	治 夫
事 務 局 次 長	鈴 木	涉 航
書 記	中 山	

午前10時00分 開 会

○議長（三田敏秋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19名です。鈴木いせ子議員及び佐藤重陽議員は病気療養のためそれぞれ欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから令和4年第3回定例会を開会いたします。

市長から招集のご挨拶をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。本日、令和4年村上市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本日提出いたしました議案は、報告5件、人事案件8件、専決処分の承認7件、条例の改正9件、条例の廃止1件、一部事務組合の事務の変更1件、市道路線の認定1件、指定管理者の指定2件、補正予算5件、決算認定10件の合わせて49件であります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

○議長（三田敏秋君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により議事を進めますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、2番、菅井晋一君、20番、大滝国吉君を指名いたします。ご了承を願います。

日程第2 会期の決定

○議長（三田敏秋君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

最初に、議会運営委員長から本定例会の会期日程案及び議案の取扱いについて報告をお願いします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 川村敏晴君登壇〕

○議会運営委員長（川村敏晴君） 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、先般開催されました議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和4年第3回定例会の会期及び議案の取扱いを協議するため、去る8月30日午前10時から市役所第1委員会室において、委員7名、議長、副議長、総務課長、総務課参事並びに議会事務局長出

席の下、議会運営委員会を開催いたしました。その協議内容と結果についてご報告いたします。

初めに、審議日程について申し上げます。本日の本会議で会期の決定、諸般の報告、即決事件の審議・採決を行った後、残る議案の上程、提案理由の説明を受け、それぞれ委員会へ付託いたします。一般会計補正予算及び一般会計歳入歳出決算の認定に係る審査につきましては特別委員会を設置し、これを審査することといたします。

8日からは一般質問を行います。8月26日午後5時で一般質問の通告人数の報告を締め切ったところ、計5名の方から一般質問を行う旨報告がございました。したがって、8日の一般質問者を5名とし、一般質問は8日のみといたします。

なお、その他の意見書の提出期限は13日正午までとし、14日からは各常任委員会並びに一般会計予算・決算審査特別委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

28日は、一般会計予算・決算審査特別委員会の全体会を開催し、各分科会長から審査の概要を報告いただいた後、一般会計予算・決算審査特別委員会の審査をご決定いただきます。

討論の通告及び請願、陳情に伴う意見書の提出期限は29日正午までといたします。

9月30日は本会議最終日とし、委員会の審査報告を受けた後、採決を行います。追加議案があった場合は即決といたします。

以上、会期につきましては本日から9月30日までの25日間といたします。

初めに、報第12号及び報第13号の2議案は、一括上程、一括質疑の後、報告を終了いたします。

次に、報第14号は単独上程、質疑の後、報告を終了いたします。

次に、報第15号及び報第16号の2議案は、一括上程、一括質疑の後、報告を終了といたします。

次に、議第80号から議第87号までの8議案は、一括上程、一括質疑の後、人事案件につき討論を省略し、ボタン式投票により即決といたします。

次に、議第88号から議第91号までの4議案は、一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票により即決といたします。

次に、議第92号から議第94号までの3議案についても、一括上程、一括質疑、討論の後、それぞれボタン式投票により即決といたします。

次に、議第95号から議第102号までの8議案は、一括上程、一括質疑の後、総務文教常任委員会へ、議第103号及び議第104号の2議案は、一括上程、一括質疑の後、市民厚生常任委員会へ、議第105号から議第108号までの4議案は、一括上程、一括質疑の後、経済建設常任委員会へそれぞれ付託をいたします。

次に、議第109号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）については、単独上程、質疑の後、その後に設置される一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

次に、議第110号から議第113号までの4議案は、一括上程、一括質疑の後、議第110号は総務文教常任委員会へ、議第112号は市民厚生常任委員会へ、議第111号及び議第113号の2議案は経済建設常

任委員会へそれぞれ付託をいたします。

次に、議第114号 令和3年度村上市一般会計歳入歳出決算認定については単独上程とし、質疑の後、一般会計予算・決算審査特別委員会へ付託をいたします。

最後に、議第115号から議第123号までの9議案は、令和3年度村上市各会計歳入歳出決算の認定についてです。これを一括上程、一括質疑の後、議第115号及び議第116号の2議案は総務文教常任委員会へ、議第118号から議第120号までの3議案は市民厚生常任委員会へ、議第117号及び議第121号から議第123号までの4議案は経済建設常任委員会へそれぞれ付託をいたします。

以上で議会運営委員会での協議内容と結果についての報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、お手元に配付の日程表により本日から9月30日までの25日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月30日までの25日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） 諸般の報告について申し上げます。

初めに、令和4年8月3日からの大雨による災害についてご報告いたします。改めて、このたびの災害で被害に遭われた市民の皆様に対しましてお見舞いを申し上げる次第であります。発災当初の状況につきましては、8月9日の臨時会の際にご報告をさせていただいたところでありますが、これまでの間、大雨による災害の発生直後から、国・県並びに自衛隊等の関係機関からは人命救助を最優先に迅速な初動の対応をいただきました。また、大きな被害を受けた道路や農業関連施設などインフラ施設については、国・県はもとより本市の建設業協会をはじめとした関連団体を中心に24時間体制での復旧に取り組んでいただきました。被災した市民の皆様への生活再建に向けては、県内はもとより、全国の各都市、自治体をはじめチームにいがたのご支援により、家屋の被害調査をはじめとした生活再建に向けた対応を迅速にスタートさせていただきました。全国から駆けつけてくださいました多くのボランティアの皆様からは、被害に遭われた市民の皆様にとくさんの心温ま

るご支援をいただきました。こうしている今このときも多くのボランティアの皆様から被害に遭われた方々に寄り添っていただきながらご支援を頂戴しております。改めて、このたびの8月3日からの大雨による災害に対してご支援を賜りました全ての皆様方に心より感謝申し上げる次第であります。

8月9日の臨時会でのご報告以後の状況並びに対応についてであります。初めに避難の状況についてであります。このたびの災害では、市内全域に対して避難指示を発令し、最大で16か所の避難所を開設したわけですが、ピーク時には1,097の方が避難されました。その後、順次避難指示を解除したわけですが、甚大な被害となった小岩内地区をはじめとする7地区では、引き続き土砂災害の危険性があることから、156世帯、491人の方に対して避難指示を継続して発令していたところであります。

小岩内地区、笹川地区を除く花立、貝附、梨木、荒島、川部の5地区については、8月27日に専門家による土砂災害危険度の現地調査を実施し、引き続き土砂災害の危険性が継続している世帯を除き避難指示を一部解除することとして、8月29日にお知らせをいたしたところであります。これにより、現在避難指示の対象となっている世帯、人数は55世帯、175人といった状況であります。なお、川部地区につきましては43世帯、149人を対象に避難指示を解除することとしたところであります。大雨警報の発令時には避難をお願いする条件付きの解除といたしたところであります。

現在、土砂災害の危険性が継続している世帯の被災現場については、応急対策工事を緊急に実施しているところでありまして、応急対策工事終了後、安全が確認された地域から順次避難指示を解除していきたいと考えているところであります。被災した地区によっては安全性を確認するまでに期間を要することが見込まれることから、引き続き荒川地区公民館及び神林農村環境改善センターの2か所の避難所については継続して設置しているところであります。

次に、被害状況についてであります。人的被害につきましては、重傷者がお一人、80代の男性の方であります。

住宅等の被害につきましては、調査をいたしました2,305件のうち全壊が6件、大規模半壊が14件、中規模半壊が103件、半壊が457件、準半壊が47件、準半壊に至らないケースが987件となっております。このほか、事業所につきましても171件が浸水被害を受けております。

市道の被害につきましては、133路線、182か所で路肩崩落や土砂堆積などの被害が発生し、現在も29路線が通行止めとなっております。

農業関係の被害につきましては、頭首工40か所で土砂や流木による取水被害、用排水路354か所で土砂流入や水路の埋塞が発生したほか、農地の土砂流入や冠水等による被害が655か所など、広範囲に被害が発生をいたしました。農地の被害面積は2,175ヘクタールに上っております。また、農業施設については、パイプハウス4棟が土砂の流入により倒壊したほか、農業機械306台が水没等による被害を受けております。

上水道の断水につきましては、荒川地域、神林地域など市内6つのエリア、7,199世帯で断水が発生しましたが、順次復旧作業を進め、現在は一部の部分的な断水を除き全域で通水をしております。

このほか、市の公共施設につきましても、荒川いこいの家が土石流により壊滅的な被害を受けたほか、蒲萄スキー場ではのり面の崩落、あらかわゴルフ場ではコース全体が冠水するなど、多くの施設で被害が発生をいたしました。特に荒川地域の保育園、学童保育所及び小・中学校においては浸水被害により非常に大きな被害を受けたわけではありますが、あらかわ保育園につきましては現在分散保育を実施し、保内学童保育所については保内小学校内に一時開設場所を移転して運営を行っているところであります。小・中学校については業務を再開しているところではありますが、校舎及び屋外施設等にフローリングの剥離や、土砂の流入によってグラウンドの使用が困難になるなどの被害を確認しておりますが、それぞれ応急対応を実施しながら学校運営を行っているところであります。

このように市内全域にわたって甚大な被害が発生しております。市では、発災直後から全力で復旧に向けて取り組んでいるところでありますが、災害発生直後の初動に係る経費及び生活維持のための道路等インフラの復旧に係る経費等については、専決の補正予算を編成し、緊急に対応したところでもあります。その後、時間の経過とともに明らかになった被害の拡大状況に応じて、必要とする公共土木施設等の復旧に係る経費、甚大な被害を受けた農業施設等の復旧に係る経費、さらには被災された市民の皆様への生活支援に係る経費等について、早急に対応するため追加の補正予算を編成し、専決処分といたしたところでもあります。これら専決処分で対応いたしました補正予算につきましては、本日招集の議会にご提案申し上げているところであります。

このたびの8月3日からの大雨による災害については、被害が広範囲であり、復旧には相当の期間を要することが見込まれる状況にあります。市民の皆様には長期間にわたってご不便をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

こうした状況の中、8月10日から自治体間の相互応援協定に基づくチームにいがたによる建物被害認定調査をスタートさせ、8月23日からは罹災証明書の交付を開始いたしております。また、これに併せて、被害に遭われた方の生活再建を支援するため、住宅応急修理費や生活再建支援金、市の災害見舞金等の申請受付・相談の窓口を開設いたしました。市の災害見舞金の給付については、申請をいただいた後、直ちに給付を行っているところであります。

住宅応急修理費及び生活再建支援金についてであります。このたびの災害に対する国の支援に加え、県が上乗せ支援を行うことといたしました。これにより、この上乗せ支援分を県と市が負担することにより、住宅応急修理費及び生活再建支援金それぞれ最大で100万円の上乗せ支援を行うこととなります。この住宅応急修理費及び生活再建支援金につきましては、既に申請をいただいているところでありまして、準備が整い次第、順次お届けをすることといたしております。生活再建支援金の県、市上乗せ分、最大で100万円の上乗せ支援についてであります。8月中に申請をいただ

いた方には今月、9月22日にお届けすることとして準備を進めているところであります。

このたびの災害では床下浸水の被害件数が非常に多いため、市の災害見舞金制度の拡充を行い、床下浸水の被害に対しても支援を行うこととしたところであります。加えて、被災家屋の解体支援につきまして、解体を希望する場合は、罹災の状況により市が解体撤去及び処分を実施することといたしました。国の支援制度では対象外となる大規模半壊の家屋に対しても、市単独事業により公費で解体を行うこととしたところであります。

次に、応急仮設住宅についてであります。被災により自宅に戻ることができない方に対しまして、荒川地区公民館の北側駐車場に建設型応急仮設住宅37棟を設置することといたしました。9月13日からの入居開始に向けて準備を進めているところであります。このたびの大雨により大きな被害を受け、現在も土砂災害の発生の危険性が高い小岩内地区の皆様を中心に入居していただくこととしておりまして、先日、9月4日に小岩内地区の皆様にご説明を申し上げたところであります。そのほか、民間のアパート等を借り上げる形で準備する賃貸型応急仮設住宅につきましても、それぞれ相談にお応えをいたしているところであります。

次に、義援金等についてであります。このたびの大雨による災害に対しまして全国から多くの義援金、お見舞金を頂戴をいたしているところであります。また、ふるさと納税を活用した災害へのご寄附では、本市への直接のご寄附のほか、友好都市協定を締結している茨城県大洗町による代理のご寄附もいただいているところであります。義援金等の詳細につきましては、資料のとおりであります。このたびお寄せいただきました義援金につきましては、できるだけ迅速に被災された皆様にお届けし、生活の再建にご活用いただきたいと考えておりまして、昨日、9月5日に第1回の村上市災害義援金配分委員会を開催したところであります。その際、配分委員会からありましたご意見、そのご趣旨を踏まえ、迅速に被災された皆様に義援金をお届けすることができるよう作業を進めているところであります。第1回の義援金の配分につきましては、今月、9月末を目途にお届けできるよう準備を進めているところであります。

また、復旧作業に際しましては、多くのボランティアの皆様のお力をいただき、屋内の泥出しや家の周りの片づけなどの作業でご協力をいただいております。改めて感謝申し上げる次第であります。災害ボランティアセンターでは、作業ニーズが多数あるため、ボランティアの募集範囲を拡大して受入れしているところでありますが、現在も毎日新規の作業ニーズを受け付けている状況でありまして、ニーズに対して完了した作業が追いついていない状況が続いております。これからも多くの皆様方からのご支援を必要としている状況でありますので、引き続きお力を賜りますようお願い申し上げます。

これまで多方面から人的なご支援をいただいております。加えて、金銭的なご支援、物資等でのご支援もいただいております。重ねて心よりの感謝を申し上げますとともに、引き続き復旧、復興に向けてのお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

このたびの8月3日からの大雨による災害については、その後、東北、北陸でも豪雨被害が頻発したわけでありましたが、先月の8月20日に谷防災担当大臣による本市の現地調査が実施されました。その際、私からは、発災後の応急対応、市民生活の再建のための支援、甚大な被害を受けたインフラや産業基盤など、今後の復旧、復興に向けての課題や対策等の施策について要望をさせていただいたところであります。その後、8月23日には花角知事と共に自由民主党災害対策特別委員会へ出席をさせていただき、このたびの豪雨災害に対する支援についての要望を行ったところであります。その際、ご出席された谷防災担当大臣から、今回の災害については激甚災害に指定する見通しである旨のご発言があったところであります。激甚災害の指定となれば、今後の復旧、復興を加速させていく上で大きな力となるものであると考えているところであります。

また、一昨日、9月4日には、岸田総理並びに改めて谷防災担当大臣による8月3日からの大雨による本市の被害状況についての現地調査が実施されました。私からは、重ねて市民生活の早急な再建に向けた支援策、また甚大な被害を受けたインフラや産業基盤の復旧、復興に向けた施策を講じていただくようご要望を申し上げたところであります。特に、このたびの災害で被災した中小企業等、小規模事業者に対して、今後も持続して事業経営を行うことができるよう、国からの格段の支援について直接ご要望をさせていただいたところであります。本市といたしましても、被災された皆様が一瞬も早く元の生活を取り戻すことができるよう、引き続き全力を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況についてご報告いたします。全国的に新規感染者数は高い水準で推移しており、病床使用率におきましても高止まりの状況であります。特に死亡者数はこれまでで最も高い水準となっており、厳しい感染状況が続いております。新潟県内におきましては、新規感染者数及び病床使用率で減少の兆しが見られるものの、依然として高い水準であることから、県は8月31日までとしておりましたB A. 5対策強化宣言の期間を9月30日まで延長したところであります。本市におきましては、新規感染者数は8月前半までは減少傾向が見られたものの、お盆の帰省時期には増加に転じ、現在も高い水準で推移をしております。国では、これまでと同様に基本的な感染対策の徹底、ワクチン接種のさらなる促進、検査の活用などと呼びかけるとともに、行動制限等は行わず、社会経済活動を維持していく対応を取っております。こうした状況を踏まえ、本市では村上大祭における感染対策の状況調査を実施し、特に注意すべき点をまとめて、祭り・イベントの主催者等に対して感染対策の協力要請を行うなど、社会経済活動を維持しながら、感染対策の強化に向けて取り組んでいるところであります。

また、国では、保健所や医療機関の逼迫を抑制するため、感染者の把握範囲の見直しや陽性者の隔離、療養期間の見直しを検討しており、withコロナの環境の中で社会経済活動を維持していく新たな段階への移行準備を進めております。本市といたしましても、今後の国の動向を見据えながら、医療を逼迫させないための感染症対策を講じつつ、社会経済活動をしっかりと回復させるよ

う取り組んでまいりたいと考えております。

次に、新型コロナワクチン接種の状況についてであります。4回目のワクチン接種につきましては、7月11日から接種を開始し、現在のところ60歳以上の対象者の51.1%の方が接種をされており、9月30日までには約8割の方から接種を終えていただけると見込んでいるところであります。59歳以下の方につきましては、医療従事者等を含め約2,600人の方から申込みをいただいております。そのうち9割の方が接種を終えております。5歳から11歳を対象とした小児接種につきましては、対象者数の43.2%の方から予約を受け付け、そのうち9割の方が2回目の接種を終えており、対象者の約4割が接種を済ませたという状況であります。引き続き、接種を希望される方には接種券を随時送付いたしますので、コールセンターへお問合せをいただきますようお願いいたします。

4回目接種以降に開始することとなるオミクロン株対応ワクチンにつきましては、9月中旬に接種の開始を予定しているとの報道がありますが、現時点でワクチンの配分量、供給スケジュールは示されていない状況であります。本市といたしましては、これらワクチンの配分量及び供給スケジュールが示された後、速やかに接種できるよう準備を進めているところであります。新しいワクチン接種につきましては、集団接種を希望される方には日時と会場を指定させていただくこととし、現在、集団接種を希望される方の数を把握するため意向調査を行っております。意向調査の対象は、市内に住所のある60歳以上の方で、新型コロナワクチンを2回接種済みの方であります。意向調査は本日までの回答をお願いしているところであり、その回答を踏まえ、前回の接種日からの接種間隔を考慮した日時をお知らせすることといたしております。また、個別接種を希望される方の接種予約は、これまでどおりインターネット、電話、受付窓口をご利用いただく予定であります。

なお、オミクロン株対応ワクチンにつきましては、現時点では薬事承認されておりませんので、薬事承認の後、接種対象者へ順次接種券の発送を行うこととしており、市報などを通じ改めてお知らせすることといたしております。

次に、令和4年第2回定例会でご報告を申し上げた以後の各報告事項につきましては、配付資料のとおりとなっております。火災の発生状況につきましては、建物火災が4件、車両、その他が2件で、合計6件であります。

寄附の申出につきましては、配付資料のとおりであり、多くの方から善意が寄せられております。ふるさと村上応援寄附金につきましては、令和4年5月から7月の間に4,476件、6,658万1,000円の申込みを受けることができました。深く感謝を申し上げますとともに、有効に活用させていただきます。

以上、ご報告いたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） それでは、お願いいたします。

今ほど市長の報告の中で、被災住宅等の解体について、市の公費負担とするというふうな報告がなされたかと思うのですけれども、この被災住宅に関して、これは住宅だけなのか、それとも物置、車庫等も含めて全てなのか、その辺まず1点目お願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（瀬賀 豪君） 公費解体を行いますのは、罹災証明で全壊もしくは大規模半壊と認定を受けた世帯が対象となります。

○議長（三田敏秋君） だから、今車庫とかそういうのも含めてだかという質問だ。質問聞いていないの。

○環境課長（瀬賀 豪君） 失礼しました。基本的には家屋が対象となりますが、家屋と一体となっている車庫、あるいは家屋に隣接して、一体的に解体をしないと危険だというふうに判断されるものについては対象とさせていただいております。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 分かりました。その際、全体的に更地にしてまでは市が負担するけれども、その後、例えば条件としてその場所に住宅を再建するかしないかとかというものの条件はつけないということでもいいのですか。

○議長（三田敏秋君） 環境課長。

○環境課長（瀬賀 豪君） そういう条件はつけてございません。解体だけで対象となります。

○12番（尾形修平君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それでは、2つの点について質問させていただきます。

大雨による災害の関係で、諸般の報告の中には触れられていなかったと思いますが、高齢者世帯と要支援世帯のニーズ把握を行うため、民生委員さんが社会福祉協議会と連携してニーズ調査をたしか実施していたと思いますが、その調査結果が出ているのであれば、その分析、ニーズとか課題が見えてきていると思いますので、それと今後の取組についてお話しいただけるものであれば、ちょっとご紹介いただければと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） ボランティアセンターにおきまして、民生委員さんの協力を得まして、要支援者の方に対しましてニーズ調査のほうを実施させていただきました。ボランティアの要望というのも中にはありましたが、そのほかに行政に対する要望についても何点か把握はしておりますが、全体での要望についてはまだ詳細を把握しておりません。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 私も80歳のおひとり暮らしの高齢者の方の支援させていただいているのですが、水没した車を注文したり、罹災証明の申請とか、諸制度の説明を受けるとか、やっぱり同行してい

かないとなかなか、私も自分の車に乗せて自動車会社を何回も往復したりしましたので、ぜひ丁寧によろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう一つ、新型コロナウイルス感染症対策について、市長の報告でもちろんおおむね了解なのですが、医療体制の逼迫だけではなくて、この間私が聞いた中では、介護事業者も非常に大変な思いをして、濃厚接触者がいたり、陽性者が利用者とか職員の方に出て、本当に収益と申しますか、減益がもう何十万円、下手すれば何百万円も出てしまうというような状況でございました。なので、その職員の方から聞くと、行動制限をかけていないのですから、自分たちの介護事業所の中と社会が物すごく隔離がある、格差がある、非常に自分たちが取り残されているような状況があつて、ニュースで行楽とか、そういうニュースを聞くと非常にもう腹立たしい思いがするという深刻な状況もお聞きをいたしました。9月、10月とトライアスロン、それからいろんな岩船のお祭りとかもあるのですが、先ほど市長の報告の中ではまた感染が広がらないようにきちんと対策を要望するということ、話もありましたが、七夕まつりでも残念ながら、ちょっと規模は分かりませんが、感染はあつたように私も聞いておりますが、特にトライアスロン、岩船祭りはまだ1か月以上先ですから、どうなつているかあれですが、その辺再度、非常に不安を持っていらっしゃる方もいらっしゃると思いますので、その辺についての対策、繰り返しになるかもしれませんが、もう一度お願ひしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 確かに感染対策を徹底しながら、感染症に対して対応しているエッセンシャルワーカーの皆さん、その分野の皆さん、非常に厳しい水準で対応されているのはよく承知しております。それと同時に、市内経済を含めて社会経済をもう動かしていかないと、それで関連して生活をしている皆さんの生活もしっかり確保していかなければならない。このなかなか相入れにくい状況を同時に両立させるということになりますので、非常に工面をしながら、難儀しながら対応しなければならないという状況がずっとここ2年以上続いているということになるというふうに思っております。そうした中で、今議員ご指摘のエッセンシャルワーカーの皆様方のそういうお声があるということでもありますので、そこにどのように丁寧にアテンドしていくことが必要なのか、これは市行政としてしっかり対応していかなければならないと思っておりますので、早急にその部分については検証を加えたいというふうに思っております。

他方、イベント等を中心にして通常の活動も行つていかなければならないというフェーズに入つているわけでもありますので、そのところは感染対策は徹底してやってください。過去の事例で、検証するというお約束を申し上げながら、村上大祭の状況、ご参加されたご町内にご協力をいただきながら、その結果をいただきました。それによって保健所等とも協議をしながら、こういうケースについてはこうすべきだ、してほしいというところまで細かく整理をしながら、事業実施者の皆様方に協力を要請する形でお届けをしております。市がそういう形で対応している部分、しっかり

とご理解をいただきながら、感染対策を徹底していただき、気をつけていただきながら事業を実施していただきたいというふうに思っておりますので、そのところはまたしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 1点だけひとつお願いしたいと思います。

ただいま現在避難指示続行中ということで、2か所の地区、神林地区の小岩内集落並びに山北地区の笹川集落という格好で継続中になっているわけですが、報道機関によりますと、かなりの長期間の復旧が必要でないかという報道もされております。現在関係機関との協議中だと思いますが、現段階でどのぐらいの期間になるのか、おおよそめどが分かるのであればお願いしたいと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） それぞれの箇所によりまして状況が全て違います。私どもとすると、当然安全が確認されて大丈夫だという形でなければ避難指示を解除することができないわけですが、具体的にどれだけの期間というのは今申し上げられるような状況にはなっておりません。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 神林地区小岩内集落については、先ほどの報告では仮設住宅という格好で対応していくわけですが、災害復旧の仮設住宅になるとたしか2年という制限がついているわけですが、私の思うところで、年単位で復旧していかなければならないと。砂防堰堤の土砂、流木等を考えるとという格好になると2年という制限を超えるという可能性も出てきますので、できればそういうところは市のほうで対応願いたいと、そう思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 今ほど総務課長から申し上げましたとおり、応急復旧のタイミング、まだ特定できていません。議員ご指摘の小岩内、笹川、これ以外にも他の5地区についても一部避難指示は出しておりますので、それは継続しているという状況であります。川部については、全集落に対して条件付きの避難指示の解除を行っているという状況でございます。それが今の市の状況なのですが、そうした中で、確かに賃貸型の応急仮設住宅、これ実は最長6か月というふうな期間であります。建設型が最長2年という、これが原則のスキームになっているのですが、それぞれの事由でそれでは当然間に合わないというケースもたくさんあります。ですから、そのところは国のほうにしっかりとお願いをしていく。延長する。過去にそういう事例もありますので、そのところを含めて。しかしながら、確かにかかるのかもしれませんが、我々としては一刻も早く

新しい生活拠点を確保していただく、2年にかかわらずですね、そういうところを目指しながら頑張っていきたいというふうに思っておりますが、残念ながら2年を超過する、また6か月を超過するケースについてももしっかり対応はしていきたいというふうに思っております。

○7番（本間善和君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第12号 公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告について

報第13号 公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第4、報第12号及び報第13号の2議案は、いずれも公益財団法人の経営状況の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第12号及び報第13号につきまして、一括してご報告を申し上げます。

これらの2件は、いずれも村上市が出資をいたしております2つの法人につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定によりご報告するものであります。

初めに、報第12号は公益財団法人イヨボヤの里開発公社の経営状況の報告についてであります。当該公社は、自然、伝統、文化、歴史的遺産、物産等の観光資源を掘り起こし、維持、保存し、これを有効に活用することにより、地域文化及び地場産業を基盤とした観光の振興並びに創造性豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に運営をいたしております。平成18年度から指定管理者として村上市民ふれあいセンター、イヨボヤ会館、おしゃぎり会館等の管理運営に加えて、平成29年度からは縄文の里・朝日の管理運営も行っております。

令和4年度の事業計画は、同公社の定款第4条の規定による観光振興や教育、文化、芸術振興等の公益目的事業及び同定款第5条の規定によるオリジナルグッズの製造、販売、そして施設管理等の収益事業を行うこととし、事業費は総額2億2,277万780円であります。

また、令和3年度の事業実績では、新型コロナウイルス感染症の拡大により、施設利用について、一時休止する期間が生じましたが、計画されました公益目的事業であります観光PRや収益事業のオリジナルグッズの製造、販売、施設の管理事業など、それぞれ事業目的に沿って実施をいたしております。その収支は配付の事業実績報告書のとおりであります。

次に、報第13号は公益財団法人山北産業振興公社の経営状況の報告についてであります。当公社

の前身である財団法人山北町産業振興公社は、平成10年3月に、農林業の担い手育成や作業支援、地域資源を活用した事業の取組により地域産業の振興を目的に設立され、現在に至っております。近年では、特に中山間地等で耕作条件が不利な地域における農作業受託と農地管理を担うことで国土保全と山北地域の農業振興に大きく寄与しているところであります。

令和4年度の事業計画につきましては、農業収益事業では、反収と品質の向上を図るための取組を引き続き行うとともに、試験的にコンニャクイモの作付に取り組むことといたしております。また、市発注の除雪作業及び林道保全等の国土保全収益事業に取り組み、職員の雇用維持に努めていくことといたしております。

令和3年度の事業実績につきましては、事業収入が計画に対し133.4%、約2,194万円の増となりました。増加の要因は、農業収益事業につきましては、溝切り、除草作業等の受託作業による収入が増加したことと、反収と品質の向上に向けた取組を実施してきたことにより、岩船地域の作況指数が96の中で反収が向上したことが仮渡金下落の影響を最小限に抑え、計画を超える実績につながったものであります。さらに、林道等の保全作業や豪雪による市道除雪作業の収益増が主なものであります。一方、支出面におきましては、事業費及び管理費全般において経費の節減に努めました。収支につきましては、配付の事業実績報告書のとおりであります。

以上、ご報告いたします。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第5 報第14号 令和3年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、報第14号 令和3年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第14号につきましてご報告を申し上げます。

本件は、令和3年度村上市決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により議会にご報告するものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

18番、長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） おはようございます。1つだけちょっと教えていただきたいのですが、令和元年度のときの実質公債費比率が13.4%で、令和2年度12.7%、それで令和3年度12.3%と改善しております。それから、将来負担比率も令和元年度が124.4%、そして令和2年度が102.4%、そして令和3年度が92.9%と改善しております。これは非常にいいことだというふうに思うのですが、令和2年度のときの例えば将来負担比率が大幅に減少した要因の一つは下水道事業会計の法適用化によるものであるというふうな理由になっているのですが、令和3年度も例えば将来負担比率が先ほど言いましたように102.4%が92.9%と10%ぐらい改善しているのです。令和3年度の下がった要因はどういうところにあるのか教えていただきたいというふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 監査委員。

○代表監査委員（小田健司君） ただいまのご質問についてお答えいたします。

意見書の個別意見のところの④にも記載させていただいたところですが、今回、将来負担比率の改善ポイント、9.5ポイント改善された主な要因としまして、地方債残高の減少及び基金の積立てにより充当可能基金が増加したこと、また標準財政規模が増加したことによってこの9.5ポイント改善したことの主な要因であると聞き取りをしております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） ありがとうございます。それで、合併当時は、例えばの話、将来負担比率というのは172.8%で非常に高かったわけです。それで、私どもが合併後、例えば10年間、合併特例債とかがなくなると財政的に非常に厳しい見通しなのではないかと危惧したのですが、その後、過疎対策事業債の活用によって、はっきり言えば平成28年、平成29年当時が90億円ぐらいの過疎対策事業債を活用していたのですが、令和3年度ですと140億8,000万円というふうにその優良過疎債を活用する比率が非常に大きくなったということだというふうに思います。普通の市債を過疎債に転換したりして、財政的に非常に苦労されたということも知っているのですけれども、今後県内でも、今年の春先か何か、過疎市町村がたしか2つぐらい増えるような報道があったような記憶があるのですけれども、例えば過疎債というのは県に入ってきて、県で各市町村に使うというような取組のやり方だと思うのですが、今後例えば過疎計画において、村上市が考えている過疎計画に充当する過疎債というのがもうほとんど100%活用できるのか、その心配がちょっと私あるのですけれども、その辺の心配というのはないものなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 全体の将来方向についての予算の立てつけのご質問でありますので、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、議員ご指摘のとおり過疎対策事業債そのものの国の枠が決まっています。ですから、それに基づいて私ども村上市は過疎計画を立てて、それでその計画をご理解いただきながら事業として積み上げていくという作業にな

りますから、何でもかんでもどんどん、どんどん積み上げられるという状況ではありません。それと同時に将来的な財政見通し、今逐次つくっておりますので、その財政見通しの中で、たとえ優良債とはいいいながらも借金でありますので、そのこのところは、これまでも申し上げておりますとおり、市の体力で賄い切れるだけの借金、これを目安にしながらそれを進めていくということになろうというふうに思っておりますので、それを踏まえた上で現在過疎計画の中に盛り込んでおりますから、今後計画しているところが急にそれが駄目になるというふうな状況にはないというふうには理解しておりますけれども、これはそれぞれの自治体が国が用意している予算の中での活動になりますので、積極的にそこはまた引き続きの要請活動、要望活動はしていかなければならないというふうに思っております。また、全体として過疎対策事業債そのものの額を大きくしてくれというご要望も実は国のほうにはお届けをさせていただいておりますので、そういった活動も並行してやっていきたいというふうに思っております。

○議長（三田敏秋君） 長谷川孝君。

○18番（長谷川 孝君） ありがとうございます。この健全化の判断の中には入っていないのですが、私いつも言っているように、資産老朽化率というのもバランスを取りながら、今後より健全化に向かって尽力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

午前11時15分まで休憩といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6 報第15号 専決処分の報告について

報第16号 専決処分の報告について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、報第15号及び報第16号の2議案は、いずれも専決処分の報告についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました報第15号及び報第16号につきまして、一括し

てご報告を申し上げます。

この2件は、いずれも50万円以下の損害賠償であり、議会の委任事項のため、専決処分をいたしたものであります。

初めに、報第15号につきましては、令和4年6月15日、朝日中学校職員駐車場におきまして、市職員が刈り払い機で草刈り作業を行っていたところ、飛び石により、駐車していた教職員の車両を破損させたものであります。本件は職員の過失により発生した事故であり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、車両の修繕費として21万6,656円を賠償するものであります。

次に、報第16号につきましては、令和4年6月14日、旧高根小・中学校グラウンド敷地内におきまして、積雪により倒壊した倉庫の運搬処分業務委託の作業中、倉庫に設置されていた東北電力ネットワーク株式会社所有の計器及び計器箱を破損させたものであります。当該倉庫は、今後の利用予定がなかったため、令和3年10月に電気の使用契約を解約しておりましたが、解約手続の区分を撤去でなく廃止としていたため、計器等が撤去されず通電されたままの状態となっておりました。これを市職員が撤去されたものと誤認して事業を進めたことにより発生した事故であります。本件は職員が正規の手続を取らないまま作業を実施させたことにより発生した事故であり、相手方の責めに帰すべき事由も認められないため、計器等の修繕費として4万9,019円を賠償するものであります。

なお、この2件につきましては示談が成立したことから、このたびご報告するものであります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それでは、お聞かせいただきたいと思えます。

専決処分の内容については承認といいますか、反対するものではございません。その上で、常にこういう損害賠償の案件が出たときに問題になるのは今後の対応といいますか、再発防止に向けてどう取り組むのかということが問題になると思えますし、担当課では当然その辺はきちんと検討して、では今度こういうときにはこういうふうに取り組もうと再発防止策というのを考えていると思うのですが、今後の再発防止策を処分書の様式の例えば4のところ、再発防止に向けた取組とか対策とか、そういう形で例えば書くことができないのか。この処分書そのものには書けなくても、例えば再発防止に向けた取組については別紙のような形で、担当部署で立てているであろう再発防止策を議会の報告のときにも紙で書いて出せばいいのではないかなというふうに思うのですが、その辺いかがでございましょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（東海林 豊君） 今議員おっしゃられましたとおり、特に草刈りの関係でございまして、これまでこういうケース度々ございまして、職員に対しては私どものほうから当然事故

の防止について周知はしてきたところではありますが、このような形でまた発生したということで、非常に申し訳なく思っております。私ども、職員に対しては6月27日に改めてまた、今回の件を受けて、これまでもやってきたのですが、再度徹底するよという事で周知はもう既にしております。

あと、議案のほうの取扱いについては、そういう形が取れるのかどうかについてはちょっと今ここで、ここに記載するとかしないということは今ちょっと私申し上げられませんが、その辺については確認して検討したいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ぜひお願いしたいと思います。私ども議員としてやっぱり一番、事故が起こった理由ももちろん大事ですけども、今後どうするのかというのが最も大事だと思いますので、処分書そのものを書くか別紙にするか別としても、やはり記録として残すような形で考えていただければと思います。今これについて答弁要りませんので、よろしくご検討をお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、報告を終わります。

日程第7 議第80号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第81号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第82号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第83号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第84号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第85号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第86号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議第87号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第80号から議第87号までの8議案は、いずれも人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第80号から議第87号までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この8議案につきましては、いずれも人権擁護委員の推薦につきまして議会のご意見を求めるも

のであります。本市区域に法務大臣から委嘱されております人権擁護委員のうち8人の方が令和5年3月31日をもって任期満了となりますので、議第80号においては佐藤八重子氏を、議第81号においては相馬由紀子氏を、議第82号においては菅原千鶴子氏を、議第83号においては加藤直子氏を、議第84号においては佐野一彦氏を、議第85号においては和田壽久氏を、議第86号においては加藤正志氏をそれぞれ適任と考え、引き続き推薦するものであります。また、議第87号につきましては、任期満了をもって退任の申出のあった松井良明氏の後任として神田秀孝氏を適任と考え、推薦するものであります。

略歴につきましてはお示しのとおりであり、任期につきましては3年間となっております。

以上、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件ですので、委員会付託を省略し、討論を用いないで直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略し、討論を用いないで順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第80号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第80号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第81号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第81号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第82号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第82号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第83号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第83号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第84号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第84号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第85号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第85号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

次に、議第86号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第86号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

最後に、議第87号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第87号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第8 議第88号 専決処分の承認を求めることについて

議第89号 専決処分の承認を求めることについて

議第90号 専決処分の承認を求めることについて

議第91号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第88号から議第91号までの4議案は、いずれも令和4年度一般会計及び各事業会計の補正予算に係る専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第88号から議第91号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この4議案は、令和4年度村上市一般会計及び各公営企業会計の補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

初めに、議第88号は令和4年度村上市一般会計補正予算（第6号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、8月3日からの大雨による災害に係る初動費用や、農業施設、公共土木施設等の復旧経費を計上いたしました。歳入歳出予算の総額にそれぞれ10億3,080万円を追加し、予算の規模を361億870万円といたしました。

歳入におきましては、第11款地方交付税では特別交付税1億円を、第15款国庫支出金では公共土木施設災害復旧事業費負担金などで1億8,900万円を、第16款県支出金では農地農業用施設災害復旧事業費補助金などで2億7,400万円を、第20款繰越金では前年度繰越金1億1,980万円を、第22款市債では農地農業施設災害復旧事業債などで3億4,800万円をそれぞれ追加をいたしました。

歳出におきましては、第3款民生費で避難所等運営経費300万円を、第4款衛生費では災害廃棄物等処理事業経費1億7,050万円を、第6款農林水産業費では林業施設経費などで8,600万円を、第8款土木費では道路維持管理経費3,500万円を、第9款消防費では水防対策経費などで3,030万円を、第11款災害復旧費では農地農業施設災害復旧費などで7億600万円をそれぞれ追加をいたしました。

また、第2条、地方債の補正は、災害復旧事業債の追加をいたしました。

次に、議第89号から議第91号までの3議案は、いずれも令和4年度村上市公営企業会計の補正予算についてであり、令和4年8月3日からの大雨により被災した水道事業施設及び下水道事業施設の応急復旧経費に係るものであります。

議第89号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出の支出における営業費用といたしまして、災害対応に係る時間外勤務手当を106万4,000円追加し、総額を10億8,576万9,000円といたしました。

資本的収入及び支出におきまして、収入では、補助金として災害復旧費国庫補助金1,500万円を追加し、総額を5億6,423万2,000円とし、支出では、川部浄水場及び荒川地域の水管橋における災害応急復旧経費として委託料及び工事請負費にそれぞれ4,000万円を追加し、総額を12億2,546万9,000円といたしました。これにより6億6,123万7,000円の不足となり、この不足する額は当年度分消費税等資本的収支調整額5,946万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4億5,583万円、減債積立金2,000万円及び建設改良積立金1億2,594万6,000円で補填したものであります。

次に、議第90号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入及び支出の収入では、補助金として災害復旧費国庫補助金3,400万円を追加し、総額を2億3,840万円とし、支出では、災害対応に係る時間外勤務手当を50万円追加したほか、高根浄水場における災害応急復旧経費として委託料に3,500万円及び工事請負費に3,300万円をそれぞれ追加し、総額を3億9,021万4,000円といたしました。これにより1億5,181万4,000円の不足となり、この不足する額は当年度分消費税等資本的収支調整額924万9,000円、過年度分損益勘定留保資金3,451万3,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億805万2,000円で補填したものであります。

最後に、議第91号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出の収入におきまして、雨水処理負担金として泉町ポンプ場における一般会計からの負担金について組替えを行い、総額を39億800万円としたものであります。支出におきましては、泉町ポンプ場における災害応急仮設費用として修繕費を1,800万円追加し、総額を39億800万円にしたものであります。

資本的収入及び支出の収入では、補助金として災害復旧費国庫負担金3,100万円を追加し、出資金においては、1,800万円を雨水処理負担金に組替えを行い、総額を35億2,196万9,000円とし、支出では、建設事業費に災害対応に係る時間外勤務手当として63万3,000円を追加したほか、荒川浄化センター等における災害応急復旧経費として委託料に5,650万円及び修繕費に1,210万円を追加し、総額を49億2,369万1,000円といたしました。これにより14億172万2,000円の不足となり、この不足する額は当年度分消費税等資本的収支調整額6,610万8,000円、過年度分損益勘定留保資金2億7,515万5,000円及び当年度分損益勘定留保資金10億6,045万9,000円で補填したものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これより議第88号の補足説明を受けるため、暫時休憩し、直ちに協議会に切り替えます。

午前11時35分 休憩

午前11時41分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第88号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第88号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第88号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第89号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第89号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第89号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第90号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第90号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第90号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第91号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第91号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第91号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第9 議第92号 専決処分の承認を求めることについて

議第93号 専決処分の承認を求めることについて

議第94号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第92号から議第94号までの3議案は、いずれも令和4年度一般会計及び各特別会計の補正予算に係る専決処分の承認を求めることについてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第92号から議第94号までの3議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

この3議案につきましては、令和4年度村上市一般会計及び各特別会計の補正予算につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会のご承認を求めるものであります。

初めに、議第92号は令和4年度村上市一般会計補正予算（第7号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、8月3日からの大雨による災害に係る農業施設、公共土木施設等の復旧経費や被災者への支援経費を計上いたしました。歳入歳出予算の総額にそれぞれ33億9,970万円を追加し、予算の規模を395億840万円といたしました。

歳入におきましては、第11款地方交付税で特別交付税2億5,000万円を、第15款国庫支出金で災害等廃棄物処理事業費補助金などで2億1,325万円を、第16款県支出金では災害救助費負担金などで11億4,495万円を、第19款繰入金では財政調整基金繰入金4億5,000万円を、第20款繰越金では前年度繰越金1億2,980万円を、第22款市債では林業施設災害復旧事業債などで12億1,170万円をそれぞれ追加いたしました。

歳出におきましては、第1款議会費で議会運営経費187万円を減額いたしました。8月12日付でお申入れをいただきましたご趣旨に沿い、このたびの補正予算の貴重な財源とさせていただきます。次に、第2款総務費で災害見舞金経費などで3,200万円を、第3款民生費で被災者生活再建支援事業経費、被災住宅応急修理事業経費などで12億2,880万円を、第4款衛生費では災害廃棄物等処理事業経費などで2億7,800万円を、第6款農林水産業費では林業施設経費などで1億700万円を、第7款商工費ではあらかわゴルフ場経費などで7,190万円を、第8款土木費では道路維持管理経費などで1億2,670万円を、第9款消防費では災害警備経費などで3,847万円を、第10款教育費では小学校管理経費などで2,520万円を、第11款災害復旧費では農地農業施設災害復旧費をはじめ各施設の災害復旧費で14億9,350万円をそれぞれ追加をいたしました。

また、第2条、債務負担行為の補正は、災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給金を追加したものであり、第3条、地方債の補正は、災害援護資金貸付金の追加及び災害復旧事業債の限度額の変更をいたしました。

次に、議第93号は令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第1号）についてでありま

す。補正予算の内容といたしましては、8月3日からの大雨により被害のあった神林地域における光伝送路の復旧修繕に係る経費であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ600万円を追加し、予算の規模を3億1,100万円といたしました。

歳入におきましては、第3款繰入金で一般会計繰入金600万円を、歳出におきましては、第1款総務費で神林地区施設維持管理経費600万円をそれぞれ追加をいたしました。

次に、議第94号は令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算の内容といたしましては、8月3日からの大雨による蒲萄スキー場敷地内の土砂撤去及び応急仮設工事に係る経費の追加であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,240万円を追加し、予算の規模を7,710万円といたしました。

歳入におきましては、第3款繰入金で一般会計繰入金2,240万円を、歳出におきましては、第1款総務費で蒲萄スキー場運営経費2,240万円をそれぞれ追加をいたしました。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから議第92号の補足説明を受けるため、暫時休憩し、直ちに協議会に切り替えます。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第92号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第92号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第92号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

次に、議第93号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第93号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第93号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

最後に、議第94号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第94号を採決いたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第94号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第10 議第 95号 村上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

議第 96号 村上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を
改正する条例制定について

議第 97号 村上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を
改正する条例制定について

議第 98号 村上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部
を改正する条例制定について

議第 99号 村上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正
する条例制定について

議第100号 村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正す
る条例制定について

議第101号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて

議第102号 村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第95号から議第102号までの8議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第95号から議第102号までの8議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第95号から議第102号までの8議案は、職員の定年引上げに係る関係条例を改正するものであります。

初めに、議第95号は村上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年を段階的に65歳に引き上げるほか、定年の引上げに伴う管理監督職勤務上限年齢及び定年前再任用短時間勤務制の導入など、定年の引上げに関する必要な事項を定めるものであります。

次に、議第96号は村上市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、職員の定年引上げに関連し、公益的法人等に派遣することができない職員の要件を追加するものであります。

次に、議第97号は村上市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、職員の定年引上げに関連し、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない職員から除かれる職員の要件について所要の改正を行うものであります。

次に、議第98号は村上市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、職員の定年引上げに関連し、現行の条例に降給の種類と降格及び降号の事由の規定を追加するものであります。

次に、議第99号は村上市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、職員の定年引上げに関連し、減給に関する規定について所要の改正を行うものであります。

次に、議第100号は村上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、職員の定年引上げに関連し、定年前再任用短時間勤務職員の1週間の勤務時間を規定するほか、関連する字句を改正するものであります。

次に、議第101号は村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、職員の定年引上げに関連し、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額及び諸手当、60歳超職員の給料月額を当面の間7割水準とすることなど、所要の改正を行うものであります。

最後に、議第102号は村上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、職員の定年引上げに関連し、育児休業及び育児短時間勤務することができない職員の要件を追加するほか、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和など、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための改正も併せて行うものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第95号から議第102号までの8議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11 議第103号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更について

議第104号 神林いこいの家条例を廃止する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第103号及び議第104号の2議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第103号及び議第104号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第103号は下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更についてであります。下越福祉行政組合では、令和5年4月1日から障がい福祉サービスに係る総合的な支援を行う特定相談支援事業に関する事務を共同処理することとなったため、同組合規約に共同処理事務を追加するものがあります。

次に、議第104号は神林いこいの家条例を廃止する条例制定についてであります。当該施設は、住民の健康増進及び教養の向上並びに高齢者生きがい活動の拠点施設として開設した施設であります。現在は高齢者の生きがいづくりと介護予防を目的とした生きがい活動支援通所サービス事業の実施場所としての利用が主なものとなっております。同事業につきましては、令和5年度から軽度の運動を取り入れた介護予防を中心とした内容に見直し、より広い会場での実施を検討していることから、神林いこいの家の利用が見込まれないため、今年度末をもって廃止するものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） それでは、議第103号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更について質問させていただきたいと思っております。

特定相談支援事業はどこの市町村もやっていただきたい事業だと思いますけれども、下越福祉行政組合がやりますので、新発田に事務所を構えてやるのだろうなと。行政組合ですから、構成の市町村がいろんな財政的負担の中で新発田を拠点にして事業をやると。村上にちゃんとメリットが

あるのかなというのが心配なので、そういう問題意識でちょっと聞かせていただきたいと思います。

まず、特別相談支援事業の、分かる範囲で、今答えられる範囲で結構ですけども、事業開始の経過、どういう理由でこれを始めたのか。あとは、人員とか、事業の内容とか、あと経費的なものとか、今答えられる範囲で構いませんので、まず教えていただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 福祉課長。

○福祉課長（木村静子君） このたびの下越福祉行政組合で行う特定相談支援に関してなのですが、昨年の12月に下越福祉行政組合の課長会議がございまして、その席上、とりわけ新発田市なのですが、特定相談支援事業所の減少傾向ということで、新発田市から依頼があったということで聞いております。ですが、中井さくら園ですが、ここには村上市からも入所しておりますので、入所者に対しての計画相談を行うということで、決して新発田市だけではなく、村上市にとってもメリットがあると考えております。

人員体制なのですが、管理者は施設長になります。そのほかに相談員が1名ということで聞いております。そのほかに臨時職員もおりますが、令和3年度中に職員2名が相談員の資格を取得するということがありました。

事業費の件につきましてですが、現在下越福祉行政組合のほうに市として負担している金額に上乘せするという事は考えておらず、現行のままでいきたいという説明を受けております。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） ありがとうございます。では、入所者の計画作成、進行管理だけということで分かりました。居宅、地域生活している方も含めてだと、なかなか新発田から村上市まで来れないのかなと、新発田が中心になるのかなという不安がありましたけれども、今の課長の説明で大変よく理解できました。

以上です。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第103号及び議第104号の2議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって市民厚生常任委員会に付託をいたします。

日程第12 議第105号 市道路線の認定について

議第106号 村上市特定地域等振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定について

議第107号 公の施設に係る指定管理者の指定について

議第108号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議第105号から議第108号までの4議案を一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第105号から議第108号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第105号は市道路線の認定についてであります。本案は、市道認定申請に伴い、道路用地として寄附を受けた新町地内の1路線を新たに認定するものであります。

次に、議第106号は村上市特定地域等振興対策事業施設条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、野潟釣場安全施設管理センターにつきまして、今年度取壊しを計画していることから、条例に規定している名称と位置を削除するものであります。また、釣り場安全施設として整備した馬下釣場安全施設と野潟釣場安全施設をそれぞれ現在の用途に合わせた名称に変更するものであります。

次に、議第107号及び議第108号の2議案につきましては、令和5年4月から指定しようとする公の施設に係る指定管理者の指定について、議会のご議決をお願いするものであります。議第107号は、上助湧コミュニティセンターに係る指定管理者の指定につきまして、公募によらず、現在の指定管理者である上助湧区に限定指定しようとするものであり、指定管理期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

議第108号は、二子島森林公園の指定管理につきまして、公募によらず、現在の指定管理者である発電所周辺整備管理組合に限定指定しようとするものであり、指定管理期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

なお、選定の経過、指定管理者となる団体の概要、施設管理及び運営の提案要旨等につきましては、指定管理者の指定に係る資料をお示しをいたしましたので、併せてご参照をお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第105号から議第108号までの4議案については、議案付託表のとおり、会議規則の規定によって経済建設常任委員会に付託をいたします。

日程第13 議第109号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議第109号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第109号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第109号は、令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億7,500万円を追加し、予算の規模を400億8,340万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第15款国庫支出金では空き家対策総合支援事業補助金などで664万1,000円を、第16款県支出金では農林水産業総合振興事業費補助金などで7,027万8,000円をそれぞれ追加をいたしました。第19款繰入金では、環境衛生基金繰入金の減などにより2,867万1,000円を減額し、第20款繰越金では前年度繰越金4億2,289万9,000円を、第21款諸収入では過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金などで3,947万9,000円を、第22款市債では最終処分場閉鎖事業債などで6,420万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第2款総務費で空き家等管理不全防止対策経費などで3,322万2,000円を、第3款民生費では精算による国県支出金の返還金などで1億5,701万5,000円を、第4款衛生費では新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る国庫補助金の返還金などで2億417万9,000円を、第6款農林水産業費では農業振興経費で6,845万3,000円を、第7款商工費では蒲萄スキー場特別会計繰出金などで3,184万8,000円を、第8款土木費では臨時経済対策事業経費などで3,585万1,000円を、第10款教育費では小・中学校就学援助経費などで2,430万3,000円を、第14款予備費では2,008万9,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

第2条、債務負担行為の補正は、上助湧コミュニティセンター指定管理料ほか2件の追加を、第3条、地方債の補正は、児童福祉債の追加及び保健衛生債ほか2件の限度額を変更するものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

8番、鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 衛生費で出ているのですけれども、恐らく歳出のところで衛生費に関して聞いてもお答えいただけないと思うので、ここでお聞きしますが、11ページをお願いします。繰入金、環境衛生基金からの繰入れ4,350万円がこれ取り消されています。これ支出を見ますと財源更正がかかっているわけです。いわゆる基金から地方債に財源更正がなされていると。これについての経緯、

何かありましたら。基金を予定したのだけれども、地方債に変えたと。そのほうが有利だからという判断はあったのでしょうかけれども、この辺の経緯をご説明いただけますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 今ほどの基金の関係でございますが、議員ご推察のとおりでございます。当初事業費の中で、今回の起債は過疎債を充当するものなのですが、事業費の中で起債を見込める範囲が当初見ていたよりも増えたということでございます。今回過疎債が充当できる見込みになったということで、一般財源である基金を戻したということでございます。

○議長（三田敏秋君） 鈴木好彦君。

○8番（鈴木好彦君） 過疎債ということが出てきましたので、それはそれで理由として納得できるわけでございます。恐らくこれ委員会で聞いても、この部分、財政課長出席されていないので、出てこないと思ったので、ここで質問させていただきました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 2番、菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） 1点だけお伺いします。

予備費の2,000万円の補正なのですが、あんまりこういう例ってないのかなと思いますが、その意味を教えてください。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 今回の予備費の補正、2,000万円ほど予備費の補正を計上してございます。当初予算で6,000万円ほど計上しておるわけでございますが、緊急の修繕、それから今回災害等によりまして、当初、初動の中で予備費を使ってやっておるといようなものもございまして、そういった関係がございまして、現在2,600万円ほどの予備費の残という状況でございます。今後突発的な支出、予定しないものが出てくるということが想定されますので、今回予備費の増の計上しておるといことでございます。

○議長（三田敏秋君） 菅井晋一君。

○2番（菅井晋一君） 分かりました。国の予備費と同じような考え方でしょうか。急なことがあればやむを得ないのかなというふうには思いますが、今までの災害とかの例とかでも専決とかいろんな方法があると思いますので、予備費だとなかなか見えてこないもので、なるべくそういうほうが、補正ないし専決とか、そういうことのほうがいいのかと思います。いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 財政課長。

○財政課長（長谷部俊一君） 予備費の補正、あまり大きな金額を今までしてこなかったということもございまして。今ほどのお話あった趣旨、十分理解させていただいておりますので、執行については十分気をつけていきたいというふうに思っております。

○2番（菅井晋一君） 終わります。

○議長（三田敏秋君） 7番、本間善和君。

○7番（本間善和君） 1点だけひとつお願いいたします。

空き家等の管理不全防止対策事業費についてなのですが、この事業というのは新規という格好で上がっているわけですが、測量設計等委託料、支出を見ると工事請負費という格好で計上されておりますが、どのような危険な家屋等の、多分取壊しだと思うのですが、対象になって国庫補助金が出てくるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（板垣敏幸君） 今回新規で計上させていただきましたこちらの経費でございますが、以前から課題となっておりました危険家屋につきまして、相続者がいないとか、あと管理ができていないと、かつ倒壊のおそれ等があるというような家屋、特定空家というふうに位置づけておりますが、こちらにつきまして、今回市のほうで空き家等の対策協議会を立ち上げまして、そちらで専門家の皆様方のご意見を伺いまして、対応について協議をさせていただきました。こちらの家屋については早急に撤去等する必要があるということのご判断をいただきましたので、今回設計と解体に関する費用を計上させていただいたというものです。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 経緯は分かりました。今回この補正の金額で、どの地区で何件ぐらいの委託料と取壊しが可能になるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（板垣敏幸君） 今回計上しておりますのは、設計、それから工事とも5件分の費用でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 設計委託料も5件、取壊しとかというのも5件という格好でよろしいでしょうか。地区名まで分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 市民課長。

○市民課長（板垣敏幸君） 今回5件のうち、荒川地域が1件、それから神林地帯が1件、朝日地域が3件でございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

追加日程第1 一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

この際、ただいま議題となっております令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）及び令和3年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を行うため、お手元に配付の資料のとおり、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置し、審査を行うこととしたいと思いをします。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、議題としたいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

追加日程第1、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置について、令和4年度村上市一般会計補正予算（第8号）及び令和3年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についての審査を行うため、一般会計予算・決算審査特別委員会を設置したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、一般会計予算・決算審査特別委員会の設置については決定がなされました。

追加日程第2 一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りします。

ただいま設置されました一般会計予算・決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の資料のとおり、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、一般会計予算・決算審査特別委員会の委員に選任されました。

ただいま議題となっております議第109号については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

日程第14 議第110号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）
議第111号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）
議第112号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議第113号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議第110号から議第113号までの4議案は、令和4年度各特別会計及び事業会計の補正予算であります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第110号から議第113号までの4議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、議第110号は令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,490万円を追加し、予算の規模を3億2,590万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金を599万7,000円減額したほか、第5款諸収入では道路改良工事等支障施設工事補償料などで80万円を、第6款市債では情報通信施設整備事業債2,000万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で山北地区施設維持管理経費などで1,480万3,000円を追加しようとするものであります。

第2条、地方債は、地方債の起債の目的、限度額等について定めるものであります。

次に、議第111号は令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,230万円を追加し、予算の規模を9,940万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第3款繰入金で一般会計繰入金2,230万円を追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第1款総務費で蒲萄スキー場運営経費2,230万円を追加しようとするものであります。

次に、議第112号は令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3億6,440万円を追加し、予算の規模を88億8,340万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第1款保険料で現年度分特別徴収保険料146万7,000円を減額したほか、第8款繰入金で一般会計繰入金146万1,000円を、第9款繰越金では前年度繰越金3億6,440万6,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第4款基金積立金で介護保険給付費等準備基金積立金2億4,477万9,000円を、第6款諸支出金では国庫支出金等返還金などで1億1,962万7,000円をそれぞれ追加しようとするものであります。

最後に、議第113号は令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的収入及び支出におきまして、収入では、水道事業費用不足分として一般会計から繰入金である他会計補助金1,600万円を追加し、総額を3億4,869万1,000円とし、支出では、修繕費の不足分として1,600万円を追加し、総額を3億4,869万1,000円にしようとするものであります。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第110号から議第113号までの4議案については、予算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

日程第15 議第114号 令和3年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議第114号 令和3年度村上市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第114号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、令和3年度一般会計歳入歳出決算認定についてであります。令和3年度の村上市一般会計につきましては、令和4年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調製され、市長宛て提出されております。地方自治法第233条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付したところ、令和4年8月17日付で決算審査意見書が市長宛て提出されましたので、この意見書を付し、議会のご認定をお願いするものであります。

歳入総額379億8,532万282円、歳出総額361億5,868万5,414円で、差引き18億2,663万4,868円を翌年度へ繰越いたしました。なお、繰越明許費繰越額8,192万2,000円を差し引いた実質収支額は17億4,471万2,868円であります。

一般会計をはじめ、この後上程される各特別会計及び各公営企業会計につきましては、当初予算及び補正予算のご審議の際にご説明を申し上げた事項を、事業の効率的な運営に努めながら、議会のご議決の趣旨に沿い忠実に執行をいたしたところであり、その結果、市政の着実な進展に成果を上げたところであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第114号については、決算付託表のとおり、会議規則の規定によって一般会計予算・決算審査特別委員会に付託をいたします。

-
- 日程第16 議第115号 令和3年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第116号 令和3年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第117号 令和3年度村上市葡萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第118号 令和3年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第119号 令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第120号 令和3年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第121号 令和3年度村上市上水道事業会計決算認定について
- 議第122号 令和3年度村上市簡易水道事業会計決算認定について
- 議第123号 令和3年度村上市下水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議第115号から議第123号までの9議案は、令和3年度各特別会計及び事業会計の決算認定についてであります。これを一括して議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第115号から議第123号までの9議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

議第115号から議第123号までの9議案は、いずれも令和3年度村上市各特別会計及び各公営企業会計の決算認定についてであります。令和3年度の各特別会計につきましては、令和4年5月31日に出納を閉鎖し、会計管理者によって決算が調製され、市長宛て提出されております。令和3年度の各公営企業会計につきましては、事業年度終了後、決算が調整され、市長宛て提出されております。地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定により決算書を監査委員の審査に付したところ、令和4年8月17日付で決算審査意見書が市長宛てに提出されましたので、この審査意見書を付して議会のご認定をお願いするものであります。

最初に、議第115号の土地取得特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額、歳出総額ともに13万1,308円であります。

次に、議第116号の情報通信事業特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額2億9,201万3,601円で、歳出総額2億8,326万4,908円、差引き874万8,693円を翌年度へ繰越しいたしました。なお、事故繰越し繰越額13万453円を差し引いた実質収支額は861万8,240円であります。

次に、議第117号の令和3年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額3,934万1,147円、歳出総額3,923万9,788円で、差引き10万1,359円を翌年度へ繰越しいたしました。

次に、議第118号の令和3年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額61億8,720万3,326円、歳出総額60億722万3,646円で、差引き1億7,997万9,680円を翌年度へ繰越しいたしました。

次に、議第119号の令和3年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額7億8,001万2,296円、歳出総額7億7,951万1,218円で、差引き50万1,078円を翌年度へ繰越しいたしました。

次に、議第120号の令和3年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額81億9,900万609円、歳出総額78億3,459万3,459円で、差引き3億6,440万7,150円を翌年度へ繰越しいたしました。

次に、議第121号の令和3年度村上市上水道事業会計決算につきましては、業務量は、給水量623万8,336立方メートルとなり、対前年度比8万4,386立方メートル、1.4ポイントの増となりました。経営状況は、税抜きの損益計算書では、総収入で10億7,553万478円、総費用10億853万2,749円となり、差引き6,699万7,729円の当年度純利益を計上いたしました。資本的収支では、企業債、工事補償金などによる収入額2億1,587万8,332円に対し、建設改良費3億5,026万3,976円、企業債償還金に4億192万539円、支出全体で7億5,218万4,515円となり、差引き5億3,630万6,183円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,004万5,326円、当年度分損益勘定留保資金4億3,617万7,865円及び建設改良積立金7,008万2,992円で補填をいたしております。

次に、議第122号の令和3年度村上市簡易水道事業会計決算につきましては、業務量は、給水量99万8,221立方メートルとなり、対前年度比3,592立方メートル、0.4ポイントの減となりました。経営状況は、税抜きの損益計算書では、総収入で3億2,262万9,212円、総費用3億2,223万4,830円となり、差引き39万4,382円の当年度純利益を計上いたしました。資本的収支では、企業債、出資金などによる収入額2億326万144円に対し、建設改良費に7,517万3,254円、企業債償還金に2億2,232万5,427円、支出全体で2億9,749万8,681円となり、差引き9,423万8,537円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額636万296円、過年度分損益勘定留保資金1,361万6,177円及び当年度分損益勘定留保資金7,426万2,064円で補填をいたしております。

最後に、議第123号の令和3年度村上市下水道事業会計決算につきましては、業務量は、汚水処理水量570万1,223立方メートルとなり、対前年度比5万1,754立方メートル、0.9ポイントの減となりました。経営状況は、税抜き損益計算書では、総収入で40億4,369万8,661円、総費用40億4,241万1,547円となり、差引き128万7,114円の当年度純利益を計上いたしました。資本的収支では、企業債、出資金などによる収入額33億265万4,400円に対し、建設改良費に12億7,561万202円、企業債償還金に34億9,095万1,902円、貸付金78万7,000円、支出全体で47億6,734万9,104円となり、差引き14億6,469万4,704円の不足となりました。この不足する額を当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1億1,080万5,177円、過年度分損益勘定留保資金1億9,319万2,557円及び当年度分損益勘定留保資金11億6,069万6,970円で補填をいたしております。

以上、よろしくご審議の上、原案どおりご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第115号から議第123号までの9議案については、決算付託表のとおり、会議規則の規定によって各所管常任委員会に付託をいたします。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了いたします。

本日はこれで散会といたします。

なお、9月8日は本会議を開き、一般質問を行いますので、皆様には定刻までにご参集ください。大変ご苦労さまでございました。

午後 1時52分 散会